

秋田県衛生科学研究所報

第 39 輯

平成 6 年度

ANNUAL REPORT

OF

THE AKITA PREFECTURAL INSTITUTE OF PUBLIC HEALTH

No. 39

1995

秋田県衛生科学研究所

は じ め に

地方衛生研究所の基本的な位置付けと役割が平成6年に制定された地域保健法の基本指針において明示されました。しかし、この役割を果たすために必要な地方衛生研究所の機能強化は勿論のこと、地方衛生研究所を取り巻く環境も必ずしも楽観できる状況下にはありません。

地方衛生研究所の機能は調査研究、試験検査、情報、研修指導の4本柱で構成されており、これらが有機的に機能していくことが望ましい姿と考えられております。しかし、調査研究機能は、例えば、新しい試験検査技術の開発や高精度の試験検査の遂行、学問的に裏打ちされた情報解析、系統的に奥行きと幅のある研修の実施など、他の3機能を底辺から支えるものとして極めて大切な機能であります。換言すれば、調査研究によって蓄えられたものが他の3機能を養う栄養となり、それらの内容を豊かにしリードしていく原動力になると言っても過言ではないのではなかろうかと考えられます。

しかし、一口に、この調査研究機能をレベルアップすると言いましても、容易なことではありません。例えば、そのために必要な人材を新たに確保したいと望みましても、現状では極めて困難でありますし、また、既存のスタッフを育成するとしましても、難しい事情が多々あって、思うような効果をなかなかあげられないのが実情ではなかろうかと思えます。そして、そういうジレンマを抱えながら、基本指針に示された期待に応えていこうとする訳ではありますから、一定の軌道に乗せるまでは次の道の連続を覚悟しなければならないでしょうし、また、その道程を経なければ、いくら科学的、技術的中核と主張しましても、言葉だけに終始し、人々を説得するまでには至らないのではなかろうかと、常々、考えております。棚ぼた式の機能強化などは決して期待すべきではなく、やはり、研究所のあるべき姿をきちんとつくり上げ、関係各機関の理解を求めながら、その具体化を一步一步追いつめていくしかないのではなかろうかと思っております。また、それを追いつめていく要件として、極めて当然のことながら、職員がそのことの意味をどれだけ理解し、意識し、そして行動に移すかということが大変大事になってくるのではなかろうかと考えております。

いずれにしましても、地方衛生研究所は、基本指針を中心に据えて、今正に、変革期に入っております。その意味においては、平成6年は地方衛生研究所の変革元年と言いましても、過言ではないだろうと思っております。当所では、これまで、当所の『調査研究企画推進協議会』や『業務の在り方』などを通して『行政に役立つ研究所づくり』を目指してきましたが、まだまだ道半ばであります。従いまして、変革元年を期として、今一度思いを新たにこの問題に取り組んでまいりたいと考えております。

今回発刊します第39輯もそうした意識のもとで編纂しました。関係各位の忌憚のない、率直なご批判、ご意見を切にお願い申し上げますとともに、地方保健に果たすべき当所の役割などを中心に、なお一層のご理解とご支援を賜りたく衷心よりお願い申し上げます次第であります。

平成7年12月25日

秋田県衛生科学研究所長

森 田 盛 大